



市からのお知らせをメールで配信しています。右記 QR コードを読み込むか、我孫子市携帯サイト (<http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/>) へアクセスしてください。パソコンからは、市ホームページ内「メール配信サービス」をご覧ください。



アプリ「マチイロ」で広報あびこが閲覧できます。アプリは左記 QR コードからダウンロードできます。

まん延防止等重点措置適用中 千葉県の主な協力要請(1月19日発表)

県民の皆さんへ

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛
- ワクチンを接種した方も手洗い・消毒・マスク・換気など基本対策の徹底を
- 外食は認証店・確認店を利用し、午後9時以降は出入りしない

事業者の皆さんへ

- 認証店・確認店以外は、酒類提供を停止
- 県の営業時間の短縮要請などに応じた認証店・確認店には協力を支給
- 在宅勤務の活用、休暇取得の促進などで出勤者数を削減

新型コロナウイルス感染症関連情報

※1月21日時点の情報です。

追加接種(3回目接種)の接種券を順次発送

国の方針に基づき、発送スケジュールを一部変更し、前倒しして発送します。予約開始日までは予約できません。なお、国からのワクチン供給状況により予約できない場合があります。

接種券発送対象者		発送日(予定)	予約開始日時(予定)
2回目接種時期	年齢		
令和3年7月～8月	83歳以上	発送済み	受付中
	78歳～82歳	1月31日(月)	2月3日(休)9時～
	75歳～77歳	2月1日(火)	2月7日(月)9時～
	72歳～74歳	2月3日(休)	2月10日(休)9時～
	69歳～71歳		2月14日(月)9時～
65歳～68歳	2月17日(休)9時～		
令和3年9月～10月	65歳以上	2月3日(休)	2月21日(月)9時～
令和3年7月～8月	64歳以下		2月28日(月)9時～

※年齢は令和4年4月1日時点

上記以外の方の発送日は、決まり次第、広報あびこ・市ホームページなどでお知らせします。

☎ 我孫子市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-855-366 (毎日午前9時～午後5時30分)

接種できるワクチンの種類

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、3回目接種はファイザー社製・武田/モデルナ社製のどちらでも接種可能です。武田/モデルナ社製ワクチンの接種もご検討ください。

◎武田/モデルナ社製ワクチンを接種できる医療機関

平和台病院、我孫子聖仁会病院、名戸ヶ谷あびこ病院(準備中)
※随時追加していきます。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。



国が示す2回目接種からの接種間隔

自衛隊大規模接種会場での接種が可能とされていますが、接種間隔は下記のとおりです。今後の国の方針により変更の可能性があります。少なくとも2回目接種から6カ月以上の間隔が必要です。市では、国の方針に沿って接種券を送付するため、到着までお待ちください。

◎高齢者(令和4年4月1日時点で65歳以上の方)…2回目接種から、2月までは7カ月以上、3月からは6カ月以上経過した方が接種可能

◎高齢者以外の方(令和4年4月1日時点で64歳以下の方)…2回目接種から、2月までは8カ月以上、3月からは7カ月以上経過した方が接種可能

申請は2月28日(月)まで 子育て世帯特別給付金

詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。

①臨時特別給付金※②または③との重複受給可

支給額 対象児童1人当たり10万円

対象 高校生相当年齢以下(平成15年4月2日以降生まれ)の児童を養育する方※児童手当と同様の所得制限あり

要申請の方 高校生相当年齢の児童を養育する方(中学生以下の児童がいる世帯を除く)、公務員の方、新たに出生した児童の児童手当受給者など※新たに出生した児童の申請は4月25日(月)まで

子育て世帯生活支援特別給付金(②ふたり親世帯分③ひとり親世帯分)※②と③は重複受給不可

支給額 対象児童1人当たり5万円

対象 高校生相当年齢以下(平成15年4月2日以降生まれ※一定以上の障害があ



る場合は平成13年4月2日以降生まれ)の児童を養育する方で、②令和3年度の住民税均等割が非課税の方、令和3年1月以降に家計が急変し令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にある方 ③児童扶養手当を受給している方、要申請③に該当の方

要申請の方 ②高校生相当年齢の児童を養育する方(中学生以下の児童がいる世帯を除く)、公務員の方、家計急変者など ③公的年金などの受給により令和3年4月分の児童扶養手当が全額停止になっている方、児童扶養手当は所得制限により全額停止となっているものの家計が急変し、児童扶養手当の所得制限基準まで収入が下がった方など

〈共通〉申請方法 必要書類(市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。〒270-1192市役所子ども支援課(西別館2階、住所省略可)

☎ 子育て世帯への給付金ダイヤル(子ども支援課) ☎7185-1172

住民税非課税世帯等給付金 ※子育て世帯特別給付金と重複申請可

支給額 1世帯当たり10万円

対象 ①令和3年12月10日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯(住民税が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯を除く) ②家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にある世帯

申請書類 ①のうち令和3年1月1日時点で市に住民登録がある世帯には2月上旬

ごろに確認書を郵送します。それ以外の世帯および②の世帯は、市ホームページ(QRコード参照)から申請書をダウンロードしてください。

申請方法 申請書・確認書、振込口座を確認できる書類の写し、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを郵送・持参。〒270-1192市役所社会福祉課(西別館4階、住所省略可)

☎ 臨時特別給付金コールセンター ☎7185-1763



市独自 令和3年度我孫子市事業継続支援金 期限間近

売り上げが大きく減少し、国・県の支援金(主な条件参照)を受給した事業者等に10万円を交付しています。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。※国・県の支援金の申請は終了しました。国・県の交付を受けた事業者で、市に申請していない場合はお急ぎください。期限に間に合わない場合はご相談ください。

主な条件

☑国の月次支援金または千葉県中小企業等事業継続支援金を受給した事業者※千



葉県感染拡大防止対策協力金の対象事業者などは対象外

☑市内に事業所を有する法人または個人事業主

☑法人の場合は実質的な本店が市内または隣接市町(柏・印西・取手市、利根町)である※医療(調剤薬局を含む)・福祉・保育のサービスを主に提供する市内事業者は、本店の所在地は不問

申・☎ 2月15日(火)(消印有効)までに必要書類を郵送。〒270-1192市役所商業観光課(住所省略可) ☎7185-1734